

予算・決算特別委員会

日時：令和5年5月11日（木）
ペーパーレス会議システム
利用者講習会終了後
場所：第2委員会室

1 検討部会の報告について

2 最終報告について

3 その他

令和5年5月11日 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会検討部会報告

【開催日】

第1回	令和4年12月21日	第2回	令和5年1月18日
第3回	令和5年2月1日	第4回	令和5年2月15日
第5回	令和5年3月20日	第6回	令和5年4月24日

【検討事項】 予算及び決算の審査方法について

1. 分科会方式（分科会と全体会の実施）

（課題）

- ①分科会（予算・決算）の審査の後、常任委員会を開催することの不合理性。
- ②それぞれの常任委員会で評価シートを利用して深い審査を行うこととし、常任委員会で全ての審査を行う方式にするのはどうか。
- ③分科会方式では、所属以外（委嘱外）の分科会の事項について質問や審査ができない。
- ④分科会長報告が負担（時間的を含め）に思われる。

（課題に対する意見）

- ①②議案不可分の法の解釈のもと、島田市議会としての審査の原則に則り現行の審査方法としており、議会という機関では遵守すべきであると過去の検討過程でも結論づけられている。
- ①②全体で審査するようになると、所要時間が3倍になる可能性があること、全体の項目を調査検証することになるため、作業量が増えることから、分野を限定していくことが必要だ。
- ③所管外の事項については、「付託」「委嘱」を行っているため、それ以外での発言は、会派の勉強会などで共有し臨むことが可能である。
また、議案質疑の場があるため、所管外の事項については質問の場は設けられている。
- ④分科会では、委員の賛否はとらず、審査のポイントのみを発言することとする。また、リモートにより審査過程が傍聴できることから、分科会長報告は、審査のポイントや疑問点のみの報告に留めることとする。（令和5年2月定例会から実施）

（検討結果）

分科会方式を継続し、分科会では、審査のポイントのみをまとめる。

2. 委員会の構成と出席

（課題）

- ①特別委員会の委員がほぼ全員（議長を除く）であることから、全委員で全ての審査をすることが合理的である。

②所属する以外の分科会の事項について質問ができないことから、特別委員会(全体)に当局の出席を求めたい。

(課題に対する意見)

①今後提供される事業シートなどは、膨大な資料であるため各委員の負担が大きくなり、多岐にわたる審査が困難となる可能性がある。

②賛否を諮る全体での委員会に当局の出席を求めることは、分科会での審査を否定することになりかねないため、望ましいものではない。

②議案質疑の場があるため、所管外の事項については質問の場は設けられている。

(検討結果)

現行と同様な分科会を組織し、分科会のみ説明員の出席を求める。

3. 審査する議案の範囲（一般会計・特別会計等）

(課題)

①特別会計の事項を提言に含めることができない。

②特別会計を特別委員会の審査に含める場合、執行当局に対して事業評価シートの作成・提出を求める必要があり、現在は調整がされていない。

③分科会をまたぐ案件が増えている。その審査について深く審査できるよう、体制を検討していく必要があるのではないか。

(課題に対する意見)

①今後（令和5年9月決算審査より）、130前後の事業評価シートが提出される予定であり、その事業評価シートを各委員が全て読み込むためには時間や調査等の負担が大きく、特別会計を加えた場合さらに事業評価シートは増加する。そのため暫定的に一般会計のみを対象としたい。

②特別会計は審査の分野が限定的であり、現状の常任委員会での審査が適当である。

②重要事業評価シートについて、現在は特別会計については求めているため、今後一般会計分を利用しながら求めていくことを検討したい。また、重要事業評価シートへの当局の取組状況の確認をお願いしたい。

→特別会計分についても含めて全担当課には依頼しているが、どの程度の事業が出てくるのかは不明である。広く市民に見ていただける様式で作成しているが、決算認定後の公表となる。（4月25日行政総務課確認）

特別会計の資料も作成されてはいるが、事業数や、シートの内容が見えてこない。来年度は一般会計のみを審査することになると思われることから、提供依頼も一般会計のみの資料を求めたい。

③当該分科会における当局の説明員で対応できなければ、連合審査のような体制で審査していくことになると思われる。

(検討結果)

一般会計のみの審査を継続し、今後の評価シートの活用方法等により今後判断する。

4. 議会からの提言

(課題)

- ①提言に関するための組織（委員会または特別委員会）の設置が必要と考える。
- ②PDCA サイクルのために提言を行うことが目的であると考え、提言を行う事業等の部分に関して、各委員会から選出された委員によって構成された特別委員会や理事会を設置し、そのとりまとめを行うことが、分科会長の負担の軽減となる。
- ③直接予算に関わるものでなく、将来を見据えた事項の必要性のある提言をするシステムが必要と考える。
- ④事前に重要案件を決定してから提言を作成することは、既定の範囲での議論が限定される可能性がある。

(課題に対する意見)

- ①②調査研究を行った分科会（委員会）がある以上、分科会長（委員長）除外した組織で提言を検討することはふさわしくない。
- ③最終的に予算に関する事項に対しては予算・決算特別委員会から提言することになるが、予算に絡むものであっても、制度や考え方、その他長期的な事業の展開があることについては、常任委員会で提言するなど、最終的には委員長の判断に委ねるべきと考える。
- ④PDCA サイクルのために、提言を行うことは重要であるが、この委員会審査の過程において重要であることは、決算や予算の審査である。審査過程で提言を抽出することが重要である。（令和5年2月定例会、経済建設分科会では審査過程において重要案件が抽出された。）

(検討結果)

それぞれの委員会で提出できる機能があるため、別組織の設置は行わない。

5. その他

(課題)

- ①現状の審査状況では、委員会（分科会）で賛否表明を行っている。
- ②2月定例会の日程が、予算の修正案などを提出するためには余裕がないためスケジュールの変更が必要である。
- ③将来的には常任委員会化するべきではないか。

(課題に対する意見)

- ①審査の過程ではいろいろな意見があることは然るべきであるが、全体会に重点をおくために分科会では疑問点等のポイントのみをまとめることとしたい。（令和5年2月定例会から実施）
- ②日程作成には当局との調整が必要であり、一般質問と委員会の日程の組み替えや討論の締め切りなど慎重に判断されたい。（議会運営委員会等で検討が必要）
- ③審査方法が安定してきたら（安定した時点で）検討していくことは必要である。

【検討結果まとめ】

これまで6回の検討部会を開催し、審査方法に関する検討を行ってきた。様々な方法で審査した場合を想定し、判断した結果、次のように結論付けた。

昭和29年の行政実例による法の解釈により議案は不可分であることが示され、島田市議会においても解釈に則り現行の審査方法を確立してきた。

予算議案、決算議案は多くの事業が含まれ、その所管が複数であることから、予算議案、決算議案を審査するため、議長を除いた全ての議員が所属する「予算・決算特別委員会」を設置し、審査を行っている。構成する全委員により議案の全てを審査することは、全ての事業を全員が調査することとなり、審査が浅くなることや、質問が多くなり、会議時間が長くなることが懸念されることから、深く効率的な審査を行うため、分科会を設置し審査することが望ましい。

なお、分科会での審査終了後に行う全委員による委員会審査は、付託された特別委員会として「採決結果をだす」ことが求められるため必要である。全委員による委員会審査において採決を行うため、分科会では賛否を取らず、分科会長は、審査のポイントをまとめ全体での委員会に報告するものとする。また、分科会での審査を経ていることから説明員の出席は求めず、委員のみで行うこととする。

審査を行う議案について、現行は一般会計予算・決算のみとしている。特別会計、企業会計については、その専門性がはっきりしており、常任委員会において審査が既に可能であるため、別に設置した予算・決算特別委員会で審査を行うこととしていない。

また、令和5年度以降、当局から重点事業評価シートが提供され、決算の認定審査に活用することとなる。評価シートの様式や活用方法を検証する必要があることから、当面は一般会計のみを対象とし、特別会計や企業会計を含めるかについては、その専門性等も含め今後検討することとする。

議会による提言についても検討を行った。現在は、一般会計の予算に関するもののみが提言されることが多いため、予算以外の提言を行えるようにするためにも別の組織をつくり、各委員会からの提言をとりまとめ、当局に提出する仕組みが提案された。現在の仕組みでも委員会からの提言を制限することはないこと、提言にはそれぞれの委員会の意思を伝える役目もあることから、新たな組織は設置しないこととする。

なお、今後審査方法が安定してきた際には、常任委員会にすることを検討していきたい。

その他、定例会のスケジュールについて、見直しが必要ではないかとの意見があり、議会全体の課題であること、当局との調整等が多く必要になることがあるため、議会運営委員会に提案することとした。

令和5年 月 日

島田市議会議長 大石 節雄 様

予算・決算特別委員会
委員長 清 水 唯 史

予算・決算の審査の充実に関する調査・研究について（最終報告）

調査した事件の経過について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 令和3年度島田市一般会計決算及び令和4年度島田市一般会計補正予算案並びに令和5年度島田市一般会計予算案の議案審査等
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

予算・決算の審査の充実に関する調査・研究について
(予算・決算特別委員会最終報告書)

1 調査経過

【全委員による委員会】

- | | | |
|------|------------|--|
| 第1回 | 令和4年6月2日 | 委員長、副委員長の互選 |
| 第2回 | 令和4年6月10日 | 副委員長の互選
分科会員の選任、正副分科会長の選任について |
| 第3回 | 令和4年6月17日 | 議案の分科会への審査委嘱 |
| 第4回 | 令和4年6月22日 | 付託議案の審査
議案第38号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第3号）、
予算・決算特別委員会の審査について |
| 第5回 | 令和4年6月30日 | 重要案件一覧表の依頼・送付について
予算・決算特別委員会の審査について |
| 第6回 | 令和4年8月3日 | 当局への重要案件の資料要求について
予算・決算特別委員会の審査方法について |
| 第7回 | 令和4年8月24日 | 重要案件資料の配付について
予算・決算特別委員会の審査方法について |
| 第8回 | 令和4年9月14日 | 議案の分科会への審査委嘱 |
| 第9回 | 令和4年9月22日 | 付託議案の審査
議案第59号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第5号）
議案第68号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第6号）
認定第1号 令和3年度島田市一般会計決算の認定について
予算・決算議案の審査方法について |
| 第10回 | 令和4年12月8日 | 議案の分科会への審査委嘱
予算・決算議案の審査方法について |
| 第11回 | 令和4年12月13日 | 付託議案の審査
議案第71号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第9号）
議案第96号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第10号）
予算・決算議案の審査方法について |
| 第12回 | 令和5年2月15日 | 議案の分科会への審査委嘱
予算・決算議案の審査方法について |
| 第13回 | 令和5年2月20日 | 付託議案の審査 |

議案第2号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第13号）

2月定例会における審査方針について

第14回 令和5年3月13日 議案の分科会への審査委嘱

予算・決算議案の審査方法について

第15回 令和5年3月20日 付託議案の審査

議案第10号 令和5年度島田市一般会計予算

第16回 令和5年5月11日

【分科会】（総務生活分科会・厚生教育分科会・経済建設分科会）

第1回 令和4年6月20・21日 分科会に委嘱された議案の審査

第2回 令和4年9月15～20日 分科会に委嘱された議案の審査

第3回 令和4年12月9・12日 分科会に委嘱された議案の審査

第4回 令和5年2月16・17日 分科会に委嘱された議案の審査

第5回 令和5年3月14～16日 分科会に委嘱された議案の審査

【検討部会】

第1回 令和4年12月21日 予算議案・決算議案の審査方法について

第2回 令和5年1月18日 予算議案・決算議案の審査方法について

第3回 令和5年2月1日 予算議案・決算議案の審査方法について

第4回 令和5年2月15日 予算議案・決算議案の審査方法について

第5回 令和5年3月20日 予算議案・決算議案の審査方法について

第6回 令和5年4月24日 予算議案・決算議案の審査方法について

2 調査の報告

当市議会は、令和3年度島田市一般会計決算及び令和4年度島田市一般会計補正予算案並びに令和5年度島田市一般会計予算案の議案審査等を行うため、令和4年6月2日に当委員会を設置した。当委員会はこれまで、全16回の委員会及び延べ15回の分科会、並びに6回の検討部会を開催し、議案の審査等を行った。

以下、当委員会で審査した内容について報告する。

第1回<令和4年6月2日>

委員長の互選を行った後、副委員長、各分科会長の互選と選任の方法を確認した。

第2回<令和4年6月10日>

副委員長の互選を行った後、分科会員と各分科会長の選任を行った。また、「全体会」の呼称を廃止すること、6月定例会の審査は現行どおりの審査方法とすることを確認した。

6月定例会以降の審査方法に関する意見が出され、今後検討していくこととなった。

第3回<令和4年6月17日>

6月定例会において、当特別委員会に付託された議案の審査を行うに当たり、その所管する部分について、各分科会へ審査委嘱を行った。

第4回<令和4年6月22日>

6月定例会において、当委員会に付託された議案第38号について審査を行った。まず、各分科会長から、6月20日、21日に開催した分科会審査についての報告があった。報告の後、委員間で討議を行い、委員会としての採決を行い、議案第38号は可決すべきものと決した。

また、9月定例会の決算審査の方法について確認を行い、予算・決算議案の審査方法について再度検討する必要がある旨の提案がされた。

第5回<令和4年6月30日>

当局から提出された重要案件一覧表を委員への配付を行い、併せて、重要案件の選定についての説明を行った。

また、今後の予算・決算議案の審査方法について委員から意見を求めるため、会派ごとに意見を提出するよう求めることとした。

第6回<令和4年8月3日>

当局から提出された重要案件一覧表をもとに、あらかじめ各分科会で選定した事業について、各分科会長から報告があった。報告の後、当委員会において当局に重要案件資

料の要求について委員に諮り、合計で17事業分を要求することに決した。

また、予算・決算議案の審査方法について、各会派からの意見を委員間で共有した。さらに、近隣市の状況を把握するため、藤枝、焼津、牧之原、掛川、菊川、磐田、袋井、富士の8市程度に審査方法に関する調査を行うこととした。

第7回<令和4年8月24日>

第5回の委員会において要求した重要案件資料が当局から提出されたため、配付を行った。

第8回<令和4年9月14日>

9月定例会において、当特別委員会に付託された議案の審査を行うに当たり、その所管する部分について、各分科会へ審査委嘱を行った。

第9回<令和4年9月22日>

9月定例会において、当委員会に付託された議案第59号及び議案第68号、並びに認定第1号について審査を行った。まず、各分科会長から、9月15日から20日にかけて開催した分科会審査についての報告があった。報告の後、委員間で討議を行った。その後、委員会としての採決を行い、議案第59号は可決すべきもの、議案第68号は賛成多数により可決すべきもの、認定第1号は賛成多数により認定すべきものと決した。

続いて、当局に対する提言の取りまとめを行い、厚生教育分科会は、こども発達相談支援事業について、経済建設分科会は、人・農地プラン策定事業について、総務生活分科会は、一般廃棄物最終処分場管理費について、それぞれ提言するとの報告が各分科会長からあった。また、旧金谷庁舎跡地利活用事業について、特別委員会として意見書を提出するよう求めることとした。なお、提言書の取りまとめについては、正・副委員長に一任することを確認した。

第10回<令和4年12月8日>

11月定例会において、当特別委員会に付託された議案の審査を行うに当たり、その所管する部分について、各分科会への審査委嘱を行った。

また、今後の予算・決算議案の審査方法について検討するため、会派及び会派に属さない議員の代表から1人ずつを選任し委員内で検討部会を組織し、検討部会において協議した後に全委員に共有することとした。

第11回<令和4年12月13日>

11月定例会において、当委員会に付託された議案第71号及び議案第96号について審査を行い、各分科会長から、12月9日、12日に開催した分科会審査についての報告があった。委員間で討議を行った後、採決の結果、議案第71、96号は原案のとおり可決すべきものと決した。

また、検討部会の委員が各会派から選任された。

第12回<令和5年2月15日>

2月定例会において、当特別委員会に付託された議案の審査を行うに当たり、その所管する部分について、各分科会へ審査委嘱を行った。

また、予算・決算議案の審査に関する検討部会において話し合われた内容について、中間報告がされ、委員から意見が出された。

第13回<令和5年2月20日>

2月定例会において、当委員会に付託された議案第2号について審査を行い、各分科会長から、2月16日、17日に開催した分科会審査についての報告があった。報告の後、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した。

また、2月定例会における当初予算に関する審査方針について、説明を行った。

第14回<令和5年3月13日>

2月定例会において、当特別委員会に付託された議案の審査を行うに当たり、その所管する部分について、各分科会へ審査委嘱を行った。

また、2月定例会における当初予算に関する審査方針について、令和4年9月定例会にて行った提言書を参考に確認を行った。

第15回<令和5年3月20日>

2月定例会において、当委員会に付託された議案第10号について審査を行い、各分科会長から、3月14日から16日に開催した分科会審査についての報告があった。主に金谷地区生活交流拠点施設等管理運営事業や放課後児童クラブなどについて委員間で討議を行った後、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決した。

第16回<令和5年5月11日>

3 まとめ

予算・決算特別委員会では、付託された議案の審査を行うとともに、予算議案、決算議案の審査方法及びその後の活動に対する懸案事項について検討を行ってきた。様々な方法で審査した場合を想定し、判断した結果、これからの審査方法について、次のように結論付けた。

(1) 予算議案、決算議案の審査方法について

昭和29年の行政実例による法の解釈により議案は不可分であることが示され、島田市議会においても解釈に則り現行の審査方法を確立してきた。

予算議案、決算議案は多くの事業が含まれ、その所管が複数であることから、予算議案、決算議案を審査するため、議長を除いた全ての議員が所属する「予算・決算特特別委員会」を設置し、審査を行っている。構成する全委員により議案の全てを審査することは、全ての事業を全員が調査することとなり、審査が浅くなることや、質問が多くなり、会議時間が長くなることが懸念されることから、深く効率的な審査を行うため、分科会を設置し審査することが望ましい。

なお、分科会での審査終了後に行う全委員による委員会審査は、付託された特別委員会として「採決結果をだす」ことが求められるため必要である。全委員による委員会審査において採決を行うため、分科会では賛否を取らず、分科会長は、審査のポイントをまとめ全体での委員会に報告するものとする。また、分科会での審査を経ていることから説明員の出席は求めず、委員のみで行うこととする。

(2) 審査議案の範囲について

審査を行う議案について、現行は一般会計予算・決算のみとしている。特別会計、企業会計については、その専門性がはっきりしており、常任委員会において審査が既に可能であるため、別に設置した予算・決算特別委員会で審査を行うこととしていない。

また、令和5年度以降、当局から重点事業評価シートが提供され、決算の認定審査に活用することとなる。評価シートの様式や活用方法を検証する必要があることから、当面は一般会計のみを対象とし、特別会計や企業会計を含めるかについては、その専門性等も含め今後検討することとする。

(3) 審査議案の範囲について

現在は、一般会計の予算に関するもののみが提言されることが多いため、予算以外の提言を行えるようにするためにも別の組織をつくり、各委員会からの提言をとりまとめ、当局に提出する仕組みが提案された。現在の仕組みでも委員会からの提言を制限することはないこと、提言にはそれぞれの委員会の意思を伝える役目もあることから、新たな組織は設置しないこととする。